

労働安全衛生法施行令等改正に伴う 県有施設吹き付けアスベストについての当面の対応

島根県アスベスト対策本部
平成18年8月29日決定

「アスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。」とのアスベスト問題に関する関係閣僚会合（平成17年7月29日）の方針等を踏まえ、このたび労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年9月1日から、輸入・製造・使用等が禁止される石綿を含有する製剤等の定義が、「1%超を含有するもの」から「0.1%超を含有するもの」に変更されることとなった。

については、施行令改正に対応し、施設利用者等の安全・安心を確保するために、県有施設における吹き付けアスベスト等管理対象建物を把握するため当面次の措置を講ずる。

1. 調査

(1) 調査対象施設

全ての県有施設

(2) 調査内容

新たに規制対象となった吹き付けアスベスト等の使用実態の把握

新たに規制対象となった吹き付けアスベスト等が使用されている施設の飛散状態の把握

(3) 調査方法

平成8年度以前に建設された県有建物

ア. 平成17年度の調査結果に基づき作成した「吹き付けアスベスト等管理台帳兼記録票」(平成18年2月10日付け「平成17年度県有建築物アスベスト調査結果の記録について(通知)」)の「状況調査」欄を精査

イ. 飛散の可能性が疑われる場合は、屋内大気中のアスベスト濃度を測定

平成9年度以後に建設された県有建物

ア. 設計図書等に基づき、吹き付けアスベスト等の使用部位の特定

イ. 目視により、アスベスト含有が疑われる吹き付け材の使用状況把握

ウ. 損傷・劣化による飛散の可能性を目視等により調査

エ. 飛散の可能性が疑われる場合は、屋内大気中のアスベスト濃度を測定

2. 記録

(1) 各庁舎管理者等は、吹き付けアスベスト等が使用されている施設は管理対象建物として、調査の結果を「吹き付けアスベスト等管理台帳兼記録票」に記録し、保管する。

吹き付け材が使用されているが、設計図書等ではアスベストを含有するか判別できない場合は、記録対象とする。

(2) 各庁舎管理者等は、「吹き付けアスベスト等管理台帳兼記録票」の写しを対策本部事務局へ送付する。

3. 対応策

(1) 吹き付け材の損傷、劣化等によりその粉じんが飛散し、粉じんの暴露が懸念される場合（大気汚染防止法による敷地境界基準を上回る場合）は、安全確保の観点から、必要に応じて当該室等の使用制限等（使用禁止、立入禁止等、入室の際は防塵マスク・手袋等の装着）を行うとともに、その実態を公表する。

(2) 新たに措置をとる必要が生じた場合は、対策本部に諮るものとする。